

金沢大学環日本海域環境研究センター臨海実験施設における  
船舶の使用に関する申合せ

令和6年5月16日

令和6年7月18日改正

環日本海域環境研究センター教員会議

この申合せは、金沢大学環日本海域環境研究センター臨海実験施設使用規程第6条に基づき、金沢大学環日本海域環境研究センター臨海実験施設（以下、「実験施設」という。）において船舶を使用する場合に必要な事項を定める。

1. 実験施設において船舶を使用する場合は、その航行範囲及び使用時間をあらかじめ金沢大学環日本海域環境研究センター長（以下、「センター長」という。）に届け出なければならない。
2. センター長は、前項の届出を受けこれを適当と認めたときは、別表に定める船舶燃料費相当分を使用者に請求する。

別表

船舶燃料費（消費税を含む）

航行範囲	使用時間	
	4時間未満	4時間以上
九十九湾から概ね7.5 kmの範囲内	徴収しない	5,000円
九十九湾から概ね7.5 kmを超え20 kmの範囲内	10,000円	15,000円
九十九湾から20 kmの範囲外	実費相当分	実費相当分